

### ● 国土交通省、省エネルギー性能住宅の供給を加速

現在、国交省はエネルギー効率のよい省エネ住宅を推進するために、「トップランナー基準」と呼ぶ省エネ性能の目標を定め、分譲戸建てを年間 150 戸以上供給する大手事業者に基準を満たすよう促している。増加傾向にある家庭のエネルギー消費量を抑制する目的の一環である。このトップランナー制度の対象事業者が供給する戸建住宅は床面積 300 平方メートル未満の小規模住宅（新築戸建着工住宅戸数の 9 割超を占める）の 1 割程度であり、その 9 割が省エネ目標を達成していることから、1 月 9 日の日経新聞は、国交省がトップランナー制度の対象事業者の拡大に踏み切ると報じた。今後は工務店などに建築を依頼する注文住宅や、賃貸アパートを建築する供給事業者を省エネ住宅のトップランナー制度の対象に加えて、対象業者を小規模住宅市場の 5 割ほどとしていくことを目指すという。

オフィスビルやホテル、商業施設など、住宅を除く新築の中規模建物（延べ床面積 300 平方メートル以上 2 千平方メートル未満）に省エネ基準への適合を義務付けることと合わせ、トップランナー制度の拡充を 2019 年の通常国会に提出予定の建築物省エネ法の改正案に盛り込む。